

令和7年度(2025年度)

八王子市財政健全化判断比率等

審 査 意 見 書

令和8年(2026年)8月

八王子市監査委員



8 八 監 第 9 1 9 号

令和8年(2026年)8月18日

八王子市長

初 宿 和 夫 殿

八王子市監査委員	廣 瀬 勉
同	直 井 利 恵
同	鈴 木 勇 次
同	福 安 徹

令和7年度(2025年度)八王子市財政健全化判断比率等
審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、審査に付された令和7年度(2025年度)八王子市財政健全化判断比率及び八王子市下水道事業会計資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について、次のとおり意見を提出します。

第1 審査の概要

1 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づく審査

2 審査の対象

- (1) 令和7年度（2025年度）決算に基づく健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）及びその算定の基礎となる事項を記載した書類
- (2) 令和7年度（2025年度）決算に基づく下水道事業会計資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

3 審査の方法及び主な着眼点

八王子市監査基準（令和元年12月26日施行）に基づき、市長から提出された健全化判断比率、下水道事業会計資金不足比率及び各比率の算定の基礎となる事項を記載した書類について審査した。

審査に当たっては、

- (1) 比率は、適正に算定されているか
 - (2) 比率の算定基礎となった書類等が適正に作成されているか
- などを主眼に置き、八王子市監査基準実施細目に基づき、関係部からの概況聴取、関係諸帳簿及び証拠書類との照合、分析、比較等通常実施すべき審査手続により実施した。

4 審査の期間

令和8年（2026年）7月10日から同年8月16日まで

第2 審査の結果

1 比率の算出等

八王子市監査基準に準拠し、前記の方法により審査した限りにおいては、審査に付された下記健全化判断比率及び下水道事業会計資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類は、法令に適合し、かつ、正確であり、各比率についても誤りのないものと認められた。

(1) 健全化判断比率

(単位 %)

区 分	令和7年度 (2025)	令和6年度 (2024)	令和5年度 (2023)	早期健全化 基準	財政再生 基準
実 質 赤 字 比 率	—	—	—	11.25	20
連結実質赤字比率	—	—	—	16.25	30
実 質 公 債 費 比 率	0.7	0.1	-0.0	25	35
将 来 負 担 比 率	—	—	—	350	

(注) 1 上記表中の「—」は、実質赤字額若しくは連結実質赤字額又は将来負担比率がないことを表している。

2 早期健全化基準及び財政再生基準は、この数値を超えた場合に、財政健全化計画や財政再生計画の策定等が義務付けられる。

(2) 資金不足比率

(単位 %)

区 分	令和7年度 (2025)	令和6年度 (2024)	令和5年度 (2023)	経営健全化 基準
下 水 道 事 業 会 計 資 金 不 足 比 率	—	—	—	20

(注) 1 上記表中の「—」は、資金不足額がないことを表している。

2 経営健全化基準は、この数値を超えた場合に、経営健全化計画の策定等が義務付けられる。

2 意見

健全化判断比率の4つの指標については早期健全化基準を、下水道事業会計の資金不足比率については経営健全化基準をいずれも下回っていた。

実質赤字比率と連結実質赤字比率については、対象となる全ての会計において、実質赤字額が生じなかったため、前年度と同様に比率は算定されなかった。

実質公債費比率については、市債の元利償還金の増加や、下水道事業会計への繰出金の増加等により、単年度で前年度の数値を上回り、3か年平均は、前年度決算

時と比較して0.6ポイント上回った。

将来負担比率については、一般会計等の市債現在高減少により将来負担額が減少したほか、財政調整基金等の増加により将来負担額から控除される充当可能基金額が増加したため、前年度と同様に比率は算定されなかった。

資金不足比率については、該当する下水道事業会計に資金不足額が生じなかったため、前年度と同様に比率は算定されなかった。

以上、各比率の審査を行った結果、財政の健全性は、良好な状態にあることが認められた。

当年度は、前年度に引き続き市債の償還額が借入額を上回ったため、市債現在高は78億6千万円減少している。また、将来の財政負担に備え、財政調整基金や公共施設整備保全基金等への積立てを継続的に実施しており、「八王子未来デザイン2040」の実現に向けた健全な財政運営を行っているものと評価できる。

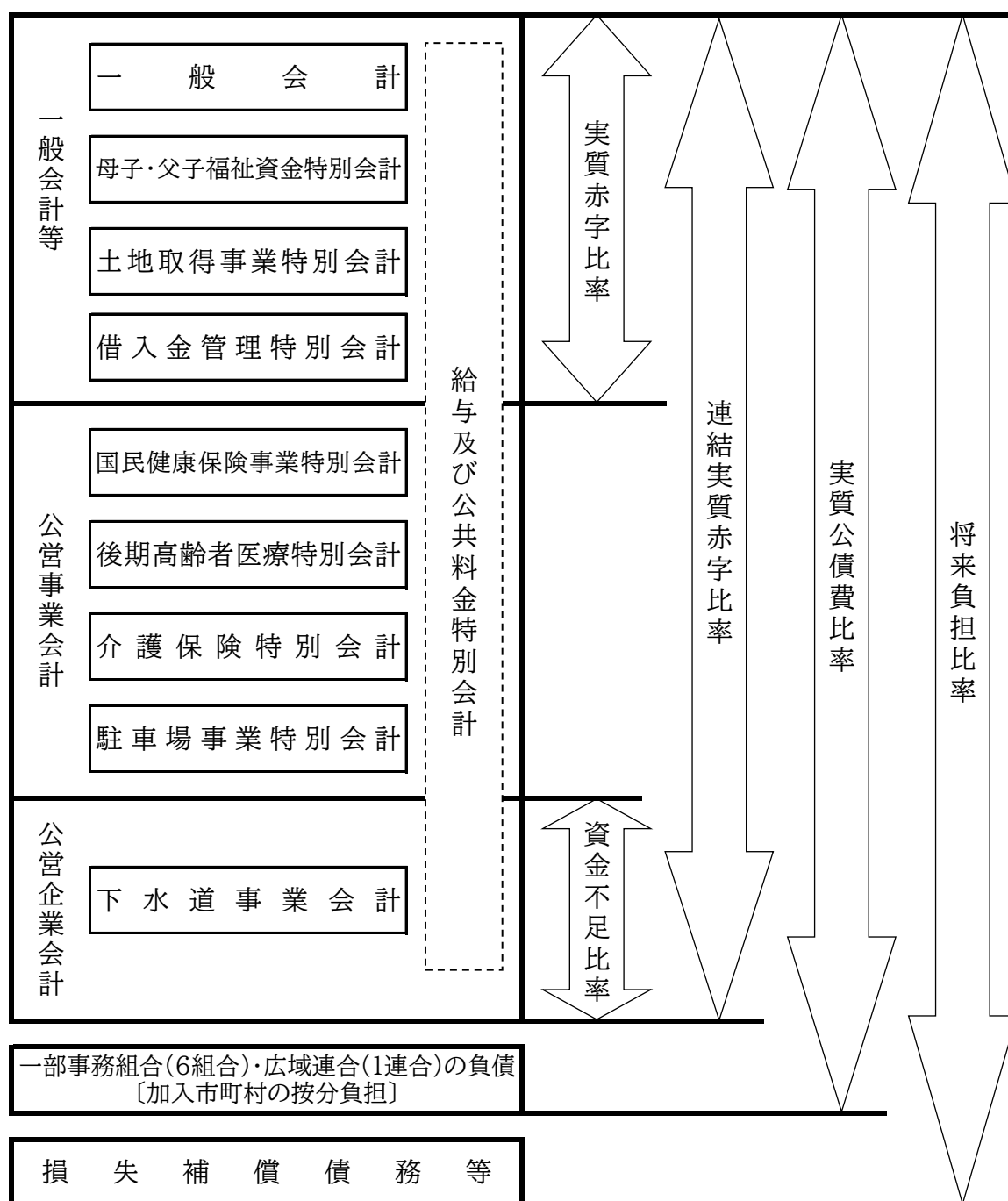
本審査においては、財政健全化判断比率等が良好な状態にあることが認められた。しかしながら、少子高齢化・人口減少の進展に伴う社会保障関係費の増加をはじめ、物価高騰対応による行政需要の増大など、財政運営を取り巻く環境は一層厳しさを増している。このような中、多様化する行政課題に的確に対応できるよう、柔軟かつ持続可能な財政運営を堅持されることを強く望むものである。

第3 健全化判断比率等の概況

1 健全化判断比率等の対象会計について

健全化判断比率等の対象会計は、第1表のとおりである。

第1表 (健全化判断比率等の対象とする会計)



2 実質赤字比率について

実質赤字比率とは、一般会計等（本市においては、一般会計、母子・父子福祉資金特別会計、土地取得事業特別会計及び借入金管理特別会計）を対象とし、その繰上充用額と支払繰延額及び事業繰越額の和である実質赤字額が、地方公共団体の標準的に収入し得る経常的一般財源の規模を示す標準財政規模に対してどの程度あるかを示すものであり、算定式は次のとおりである。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\begin{matrix} [0] \\ \text{繰上充用額} \end{matrix} \times 2 + \left(\begin{matrix} [0] \\ \text{支払繰延額} \end{matrix} \times 3 + \begin{matrix} [0] \\ \text{事業繰越額} \end{matrix} \times 4 \right)}{\begin{matrix} \text{標準財政規模} \\ [122,529,325] \end{matrix} \times 5} \times 100\%$$

※1	計算結果が0%以下のときは－%
※2 繰上充用額	歳入不足のため、翌年度の歳入を繰り上げて充てた額
※3 支払繰延額	実質上歳入不足のため、支払を翌年度に繰り延べた額
※4 事業繰越額	実質上歳入不足のため、事業を繰り越した額
※5 標準財政規模	自治体の一般財源の標準的な大きさを示したもの。普通交付税の算定に用いる市税収入額、地方譲与税及び利子割などの各種交付金に普通交付税と臨時財政対策債発行可能額を加えた額

当年度の一般会計等の各会計において、繰上充用額、支払繰延額及び事業繰越額がないので、実質赤字額は発生しない。このため、実質赤字比率は算定されなかった。

なお、各会計の実質収支額の状況は、第2表のとおりである。また、標準財政規模の額は、第3表のとおりである。

第2表 （一般会計等における実質収支額）

（単位 千円）

区 分		令和7年度 (2025)	令和6年度 (2024)	令和5年度 (2023)
一般会計等	一 般 会 計	3,980,721	4,155,548	6,620,614
	母子・父子福祉資金特別会計	0	0	0
	土 地 取 得 事 業 特 別 会 計	0	0	0
	借 入 金 管 理 特 別 会 計	0	0	0
	合 計	3,980,721	4,155,548	6,620,614

第3表 (標準財政規模の額)

(単位 千円)

区 分	令和7年度 (2025)	令和6年度 (2024)	令和5年度 (2023)
標準税収入額等	111,052,907	109,276,981	106,068,066
普通交付税額	11,476,418	9,785,794	8,397,336
臨時財政対策債発行可能額	0	765,428	1,714,643
合計(標準財政規模の額)	122,529,325	119,828,203	116,180,045

(注) 標準税収入額等には、市税収入額、地方譲与税及び利子割等各種交付金が含まれる。

3 連結実質赤字比率について

連結実質赤字比率とは、全会計を対象とし、実質赤字額の合計と資金不足額の合計の和から、実質黒字額の合計と資金剰余額の合計の和を控除した連結実質赤字額が、標準財政規模に対してどの程度あるかを示すものであり、算定式は次のとおりである。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\left(\begin{array}{c} [0] \\ \text{実質赤字を} \\ \text{生じた会計の} \\ \text{実質赤字の} \\ \text{合計額} \end{array} + \begin{array}{c} [0] \\ \text{資金不足を} \\ \text{生じた公営} \\ \text{企業会計の} \\ \text{資金不足額} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{c} [6,189,541] \\ \text{実質黒字を} \\ \text{生じた会計の} \\ \text{実質黒字の} \\ \text{合計額} \end{array} + \begin{array}{c} [3,782,049] \\ \text{資金剰余を} \\ \text{生じた公営} \\ \text{企業会計の} \\ \text{資金剰余額} \end{array} \right)}{\text{標準財政規模}} \times 100\% \\
\text{[-\%]} \quad \text{※1} \quad [122,529,325]$$

当年度の全会計の実質収支額及び資金不足額は、第4表のとおりであり、全会計において、実質赤字額又は資金不足額が生じていないため、連結実質赤字額は発生しない。このため、連結実質赤字比率は、算定されなかった。

第4表 (全会計における実質収支額及び資金不足額)
実質収支額

(単位 千円)

区 分		令和7年度 (2025)	令和6年度 (2024)	令和5年度 (2023)
一般会計等	一般会計	3,980,721	4,155,548	6,620,614
	母子・父子福祉資金特別会計	0	0	0
	土地取得事業特別会計	0	0	0
	借入金管理特別会計	0	0	0
	小計 A	3,980,721	4,155,548	6,620,614
公営事業会計	国民健康保険事業特別会計	1,483,460	933,182	971,945
	後期高齢者医療特別会計	76,885	70,574	65,167
	介護保険特別会計	622,703	461,816	818,747
	駐車場事業特別会計	25,772	4,915	10,035
	給与及び公共料金特別会計	0	0	0
	小計 B	2,208,820	1,470,487	1,865,894
計 A + B		6,189,541	5,626,035	8,486,508

資金不足額

区 分		令和7年度 (2025)	令和6年度 (2024)	令和5年度 (2023)
公営企業会計	下水道事業会計	△ 3,782,049	△ 3,374,288	△ 3,001,666
計 C		△ 3,782,049	△ 3,374,288	△ 3,001,666

全会計（実質収支額及び資金不足・剰余額合計）

区 分		令和7年度 (2025)	令和6年度 (2024)	令和5年度 (2023)
合計 A + B - C		9,971,590	9,000,323	11,488,174

4 実質公債費比率について

実質公債費比率とは、一般会計等が一般会計年度に負担した元利償還金（一般会計等の市債の元利償還額）及び準元利償還金（特別会計及び公営企業会計への繰出金や公債費に準ずる債務負担行為）の標準財政規模に対する割合の3か年平均を示すものである。単年度の算定結果は、次のとおりである。

$$\text{実質公債費比率（単年度）} = \frac{\begin{array}{c} \text{〔13,625,061〕} \quad \text{〔1,292,302〕} \quad \text{〔3,623,972〕} \quad \text{〔9,715,916〕} \\ \text{（市債の元利償還金）} + \text{（準元利償還金）} \quad \text{※6} \quad \text{（特定財源）} + \text{（元利償還金・準元利償還金に係る）} \quad \text{※7} \\ \text{基準財政需要額算入額} \end{array}}{\begin{array}{c} \text{標準財政規模} - \text{元利償還金・準元利償還金に係る} \\ \text{基準財政需要額算入額} \end{array}} = \frac{\text{〔122,529,325〕}}{\text{〔9,715,916〕}}$$

また、3か年平均の算出方法は、年度ごとに四捨五入をせず、計算結果をそのまま3か年分合算した上で3で除し小数第1位未満を切り捨てる。算定結果は次のとおりである。

$$\text{実質公債費比率 (3年平均) ※8} = \frac{\begin{array}{c} [0.11359\%] \\ \text{令和5年度} \\ \text{(2023)} \end{array} \text{実質公債費比率} + \begin{array}{c} [0.62340\%] \\ \text{令和6年度} \\ \text{(2024)} \end{array} \text{実質公債費比率} + \begin{array}{c} [1.39830\%] \\ \text{令和7年度} \\ \text{(2025)} \end{array} \text{実質公債費比率}}{3}$$

※ 6 準元利償還金	①満期一括償還市債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還をした場合における1年当たりの元金償還金相当額
	②一般会計等から一般会計等以外の特別会計及び公営企業会計への繰出金のうち、市債の償還の財源に充当されたと認められるもの
	③一部事務組合等への負担金のうち、組合等が起こした地方債の償還財源に充当されたと認められるもの
	④大規模な住宅建設に関連して地方公共団体に代わって都市再生機構等が行った公共施設等の建設及び総合体育館の建設に係る割賦支払、社会福祉法人が行った特別養護老人ホーム等の建設に係る補助のため設定した債務負担行為等に基づく支出額
	⑤一時借入金の利子
※ 7 特定財源	①国・都からの支出金
	②貸付金の財源として発行した市債に係る貸付金の元利償還金
	③市営住宅建設事業の財源として発行された市債償還額に充当された市営住宅使用料
	④都市計画事業の財源として発行された市債償還額に充当された都市計画税
	⑤その他の特定財源
※ 8 3か年平均	3か年平均の算出方法は、年度ごとに四捨五入をせず、計算結果そのままを3か年加え、3か年で除し、小数第1位未満を切り捨てる。

実質公債費比率の内訳は、第5表のとおりである。

第5表 (実質公債費比率の内訳)

(単位 千円)

区 分		令和7年度 (2025)	令和6年度 (2024)	令和5年度 (2023)
市 債 の 元 利 償 還 金 A	公 債 費	13,625,061	12,749,013	12,578,944
※6 準元利償還金 B	① 満期一括償還に係る公債費	-	-	-
	② 特別会計及び公営企業会計への繰出金 (下水道の公債費充当分)	737,916	639,740	647,970
	③ 一部事務組合負担金 (東京たま広域資源循環組合の公債費 負担分)	4,858	3,844	4,540
	④ 公債費に準ずる債務負担行為 (ニュータウン学校施設取得・総合体育館 整備等)	549,528	553,613	636,173
	⑤ 一時借入金利子	-	110	-
	準元利償還金 計	1,292,302	1,197,307	1,288,683
※7 特 定 財 源 C	① 国都支出金 (東京都多摩ニュータウン関連公益施設 整備費償還費補助金)	77,969	87,139	106,761
	② 貸付金償還金	-	-	-
	③ 市営住宅使用料	175,349	191,468	210,785
	④ 都市計画税	3,370,654	2,622,958	2,655,843
	⑤ その他の特定財源	-	-	-
	特定財源 計	3,623,972	2,901,565	2,973,389
元 利 償 還 金 ・ 準 元 利 償 還 金 に 係 る 基 準 財 政 需 要 額 算 入 額 D		9,715,916	10,362,347	10,774,506
標 準 財 政 規 模 E		122,529,325	119,828,203	116,180,045
実 質 公 債 費 比 率 (単 年 度) $\{(A+B)-(C+D)\} \div (E-D) \times 100$		1.39830%	0.62340%	0.11359%
※8 実 質 公 債 費 比 率 (3 か 年 平 均)		0.7%	0.1%	-0.0%

(注) 区分欄の()は、本市の令和7年度(2025年度)決算内容

5 将来負担比率について

将来負担比率とは、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合を示すものであり、算定結果は次のとおりである。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\begin{array}{c} [149,374,051] \\ ※9 \\ \text{将来負担額} \end{array} - \left(\begin{array}{c} [57,568,286] \\ ※10 \\ \text{充当可能} \\ \text{基金額} \end{array} + \begin{array}{c} [35,339,924] \\ ※11 \\ \text{特定財源} \\ \text{見込額} \end{array} + \begin{array}{c} [98,411,548] \\ \text{市債現在高等に係る} \\ \text{基準財政需要額算入見込額} \end{array} \right)}{\begin{array}{c} \text{標準財政規模} \\ [122,529,325] \end{array} - \begin{array}{c} \text{元利償還金・準元利償還金に係る} \\ \text{基準財政需要額算入額} \\ [9,715,916] \end{array}} \\ [-\%] ※1$$

※9 将来負担額	①一般会計等の当該決算年度末における市債現在高
	②大規模な住宅建設に関連して地方公共団体に代わって都市再生機構等が行った公共施設等の建設及び総合体育館の建設に係る割賦支払い並びに社会福祉法人が行った特別養護老人ホーム等の建設に係る補助のため設定した債務負担行為等に基づく支出額
	③一般会計等以外の会計の市債の元金償還に充当する一般会計等の負担見込額
	④一部事務組合等の地方債の元金償還に係る負担見込額
	⑤退職手当支給予定額のうち一般会計等負担見込額
	⑥損失補償等による負担見込額
	⑦連結実質赤字額
	⑧一部事務組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額
※10 充当可能基金額	地方自治法第241条に定める基金(地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則第16条の規定に基づくもの)
※11 特定財源見込額	①国・都からの支出金
	②貸付金の財源として発行した市債に係る貸付金の元金償還金
	③市営住宅建設事業の財源として発行された市債償還額に充当される市営住宅使用料
	④都市計画事業の財源として発行された市債償還額に充当される都市計画税
	⑤その他の特定財源

将来負担比率の内訳は、第6表のとおりである。

第6表 (将来負担比率の内訳)

		(単位 千円)		
区	分	令和7年度 (2025)	令和6年度 (2024)	増減額 (R7-R6)
※9 将来負担額 A	① 一般会計等市債現在高	122,934,061	130,546,264	△ 7,612,203
	② 公債費に準ずる債務負担行為に基づく 支出予定額(ニュータウン学校施設取得・ 総合体育館整備等)	858,103	1,429,647	△ 571,544
	③ 特別会計及び公営企業会計への繰出見込 額(下水道の償還見込額)	5,171,185	4,627,903	543,282
	④ 一部事務組合等負担見込額 (東京たま広域資源循環組合の償還見込 額)	11,637	16,427	△ 4,790
	⑤ 退職手当負担見込額 (2,656人分)	20,399,065	20,287,092	111,973
	⑥ 損失補償等による負担見込額	-	-	-
	⑦ 連結実質赤字額	-	-	-
	⑧ 一部事務組合等連結実質赤字額	-	-	-
	将来負担額 計	149,374,051	156,907,333	△ 7,533,282
充 基 金 B	※10 財政調整基金、減債基金等	57,568,286	52,516,663	5,051,623
※11 特定財源 見込額 C	① 国都支出金 (東京都多摩ニュータウン関連公益施設 整備費償還費補助金)	196,281	292,453	△ 96,172
	② 貸付金償還金	-	-	-
	③ 市営住宅使用料	1,235,463	1,404,718	△ 169,255
	④ 都市計画税	33,908,180	32,881,526	1,026,654
	⑤ その他の特定財源	-	-	-
	特定財源見込額 計	35,339,924	34,578,697	761,227
市債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額 D		98,411,548	104,316,315	△ 5,904,767
標準財政規模 E		122,529,325	119,828,203	2,701,122
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 F		9,715,916	10,362,347	△ 646,431
将来負担比率 { A -(B + C + D) } / (E - F) × 100		※1 -%	※1 -%	-

(注) 1 区分欄の()は、本市の令和7年度(2025年度)決算内容

2 R7-R6 … 令和7年度－令和6年度

6 資金不足比率の算定

資金不足比率とは、公営企業ごとに算定した資金不足額が、それぞれの事業の規模に対してどの程度あるかを示すものであり、本市においては、下水道事業会計がこれに該当する。また、算定式は、次のとおりである。

$$\begin{array}{l} \text{資金不足比率} \\ \text{[－\%]}^{\text{※1}} \end{array} = \frac{\begin{array}{l} \text{[0]}^{\text{※12}} \\ \text{資金の不足額} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{事業の規模}^{\text{※14}} \\ \text{[8,463,031]} \end{array}}$$

※12 資金の不足額	(流動負債(控除企業債等を除いた額)＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高－流動資産(控除財源等を除いた額))－解消可能資金不足額※13
※13 解消可能資金不足額	事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事業がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額
※14 事業の規模	営業収益に相当する収入の額－受託工事収益に相当する収入の額

下水道事業会計においては、資金不足額が生じていないため、資金不足比率は算定されなかった。



令和 7 年度(2025 年度)
八王子市財政健全化判断比率等審査意見書
令和 8 年(2026 年)8 月
発 行 八王子市 監査事務局
東京都八王子市元本郷町三丁目 24 番 1 号
電 話 042 (620) 7320 (直通)